

## 第1 監査対象及び期間

市民活動部 市民協働課

令和3年12月 1日～12月 6日

市民課（富士松支所を含む）

令和3年11月25日～11月30日

文化観光課（美術館、歴史博物館、郷土資料館を含む）

令和3年12月 7日～12月16日

## 第2 監査の範囲

令和3年4月1日～令和3年10月31日までに執行した事務事業

## 第3 監査方法

各課から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

## 第4 監査結果

### 1 財務事務

#### （1）予算の執行状況

おおむね適正に執行されていると認められた。

#### （2）収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

#### （3）支出事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

#### （4）契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

#### （5）財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

### 2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。